

長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(号外⑩)

国民生活センターからの情報です。

配信日 平成30年10月5日

見守り 新鮮情報

事例1 理髪店で**5回分**の散髪代で**6回散髪出来る**という**回数券**を購入していたが、前触れもなく**倒産**したようだ。**未使用**の券が残っている。電話をかけたが繋がらない。
(80歳代 男性)

事例2 マッサージ店で**20回分**の**回数券**を買った。その後、高齢の父の介護で長期帰省することになったので、**未使用**の回数券を**払い戻し**してもらおうとしたが、社内規定により**払い戻し出来ない**と言われた。
(60歳代 女性)



回数券 使えなくなる リスクも考えて購入を

ひとこと助言



見守るくん

よく考えてね

- 「割安になる」「特典が付く」等でお得感のある回数券ですが、未使用でも払い戻しされない場合があります。健康状態や引越等先々通うことが困難になることもあります。期間内に使い切れるかどうか、購入する前によく考えましょう。
- 回数券の利用方法・払い戻し等については各事業者が定めた約款等に従うことになります。事業者が倒産した場合でも、払い戻しが出来るとは限りません。購入する前にしっかり確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第319号(2018年10月2日)発行：独立行政法人国民生活センター

長崎市消費者センター (長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階)

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間]火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)